

【平成27年第1回定例会 環境委員会委員長報告資料】

平成27年3月18日 環境委員長 林 浩美

○「議案第26号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 条例改正に伴う運賃・料金の新制度によって最も影響を受ける利用者について

新制度では、出庫前と帰庫後の点呼・点検に各1時間、合計2時間を乗車時間に加えて運賃を計算することとなり、短時間、短距離の運賃が最も割高となるため、小中学校の社会科見学等の利用者に大きく影響が出ると考えている。

\* これまで運賃割引が3割であった福祉施設が変更後は2割引となる理由について

新制度では、割引後の運賃が国が示す公示運賃の下限額を下回ってはならないとされているため、福祉割引については割引後の金額が公示運賃の下限額と同額となるよう2割引としている。

\* 今般の運賃・料金制度の変更命令に従わない場合について

国へ変更の届出を行わない場合は、国が事業者に指導を行うと聞いている。また、運賃・料金制度の変更を行わないとした場合、国の運賃・料金制度の枠組みから外れてしまうため、本市の貸切バス事業の存続に影響が出ると考えている。

\* 他都市との連携による国への申入れについて

本市と同様に東京都及び横浜市も短時間、短距離の利用者に大きな影響が出ることから、3者が連携して昨年の夏頃から軽減措置を含め、実情を説明し、国と協議を行った。その中で今回は公営、民営が統一のルールに基づき運賃・料金制度を変更するものであり、公示に沿った形で実施するよう、国の意向が示されたため、本市としても国の公示に基づき対応していきたい。

\* 学校、福祉施設等を含む利用者への周知方法について

利用者へは市バスホームページやチラシなどで周知するとともに、個別の問合せについても丁寧に対応し、理解を得られるように努力していきたい。また、学校については教育委員会を通じて各学校に説明をしていきたい。

\* 条例改正に伴う経過措置について

条例施行日が平成27年5月1日であるため、平成27年4月30日までに締結した6月30日実施分までの契約が経過措置対象となり、現行の運賃・料金が適用となる。

\* 出庫前、帰庫後に実施する各1時間の点呼・点検の内容について

安全なサービスを提供するため、車回りや車両の下の確実な車両点検と運転手の健康状態をチェックするなどの点呼を実施する。また、運転手に対しては運行指示書を用いて当日の運行経路等の説明を行い、1時間の中で安全な運行とともに、接客サービス等に関する指導も含めて対応していきたいと考えている。

\* 運賃・料金制度の変更に伴う今後の事業の見通しについて

本市の貸切バス事業は乗合バスの運行を確保した上での事業となるため、朝

の混雑時間帯等については、貸切バスの申込みを受けることができないなどの制約がある。しかし、貸切バス事業は貴重な収益事業であるため、運転手や車両の余力に応じて、地域の貸切需要に対応し、収益確保に努めていきたい。

《意見》

- \* 利用者に大きな影響が出ない運賃・料金制度の在り方については、引き続き国に対して働きかけを行ってほしい。
- \* 施行日まで期間が短いため、制度変更については経過措置等の内容も含め、利用者に対して積極的に周知してほしい。
- \* 新制度の周知に際しては、今回の変更が利用者の安全を守るためのものであるといった背景なども丁寧に説明し、理解が進むよう適切に対応してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第82号 調停について」

《主な質疑・答弁等》

\* 当該地の今後の利用方針について

当該地の今後の利用については、埋設物を撤去した上での売却や駐車場等としての貸出しなどが考えられるが、市場ニーズや費用対効果等を踏まえ、今後、検討していきたい。

《審査結果》

全会一致原案可決